

環境省「エコアクション21業種別ガイドライン2009年版」の

策定に伴う中央事務局の対応について

1. 業種別ガイドライン2009年版の策定について

エコアクション21中央事務局が策定した業種別ガイドライン暫定版（建設業者向け、食品関連事業者向け、大学等高等教育機関向け）は、環境省の検討委員会において「エコアクション21ガイドライン2009年版」への準拠性に関わる確認の審議を経て、環境省より本年1月31日に正式に発行されました。

なお、地方公共団体向けガイドラインにつきましては、環境省での準拠性の確認が遅れており、間もなく発行される予定とのことです。

- エコアクション21産業廃棄物処理業者向けガイドライン2009年版（環境省）
- エコアクション21建設業者向けガイドライン2009年版（環境省）
- エコアクション21食品関連事業者向けガイドライン2009年版（環境省・農林水産省）
- エコアクション21大学等高等教育機関向けガイドライン2009年版（環境省）

2. 業種別ガイドライン2009年版の策定に伴う中央事務局の対応について

(1) 業種別ガイドライン2009年版の策定による対応について

- 1) 「業種別ガイドライン（暫定版）」（中央事務局）から「業種別ガイドライン2009年版」（環境省）への移行

既に暫定版を公表している建設業者、食品関連事業者及び大学等高等教育機関向けのガイドラインについては、『暫定版』と『2009年版』の内容に大きな違いがないことから、新たに移行期間及び移行審査（移行措置）等は設けず、既に実施している『暫定版の策定に伴う中央事務局の対応について』の内容を継承させていただきます。

- 2) 産業廃棄物処理業者向けマニュアルから業種別ガイドライン2009年版への移行

環境省ガイドライン2004年版準拠の産業廃棄物処理業者向けマニュアル（以下「産廃マニュアル」という）から産業廃棄物処理業者向けガイドライン2009年版（以下「産廃ガイドライン2009年版」という）への移行については、新たに移行期間、移行措置等を次のように設けさせていただきます。

(2) 産廃ガイドライン2009年版の審査人及び地域事務局向け研修会の開催

産廃ガイドライン2009年版の審査人及び地域事務局向け研修会を、全国4カ所（埼玉、京都、福岡、東京）で開催します。

本研修会は、審査人倫理規程「4-3 業種による審査対象の制限」の②に規定する中央事務局が開催する所定の講習です。

※本研修会を受講し、修了していない場合は、当該業種の審査を担当することはできません。

- ▶ 廃棄物処理業・リサイクル業を専門分野として登録されている審査人は、今後当該業種の審査を行うためには、本研修会の受講・修了が必須となります。

- これから廃棄物処理業・リサイクル業を専門分野として登録する審査人は、本研修会を受講・修了するとともに、以下の二つの要件を満たす必要があります。
 - ①財団法人日本産業廃棄物処理振興センターが開催する『産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会（新規）「産業廃棄物の処分課程＋収集・運搬課程」』の受講・修了
 - ②廃棄物処理業・リサイクル業において、原則として3年以上の常勤職員としての実務経験、又は環境マネジメントシステムに関する5件以上のコンサルティングあるいは審査経験（廃棄物処理業・リサイクル業に関しましては、オブザーバー5件以上でも可）

（3）産廃ガイドライン 2009年版の認証・登録事業者への周知期間及び事業者向け説明会の開催

産廃ガイドライン 2009年版に関する既存の認証・登録事業者への周知期間は平成24年7月31日迄とし、その間に認証・登録事業者及びこれから認証・登録を目指す事業者向けに説明会を開催します。

説明会は、ブロックで連携し、地域事務局の共催で開催していただく予定です。開催方法等の詳細については、改めてご連絡いたします。

○産廃ガイドライン 2009年版の策定・公表

- 平成24年1月31日

○産廃ガイドライン 2009年版の認証・登録事業者への周知期間

- 平成24年2月1日から平成24年7月31日まで

○産廃ガイドライン 2009年版の事業者向け説明会の開催

- 開催時期：平成24年4～7月
- 開催方法：ブロックで連携し、地域事務局の共催で行う
- 内容：産業廃棄物処理業者向けガイドライン 2009年版への移行の手順、移行に伴う変更事項、審査の際の留意事項等

（4）産廃ガイドライン 2009年版による審査受付開始と移行期間について

産廃ガイドラインの適用を受ける事業者の、産廃マニュアルによる審査申込受付の終了と産廃ガイドライン 2009年版による審査申込受付の開始、及び移行期間は次のとおりとします。

○産廃マニュアルによる審査申込受付の終了

- 平成24年7月31日まで
- 次回の審査において移行審査を受審することが可能です。

○産廃ガイドライン 2009年版による新規の審査申込受付の開始

- 平成24年8月1日より

○産廃ガイドライン 2009年版への移行期間

- 平成24年8月1日～平成25年7月31日まで
- 移行期間に審査申込をした事業者は、産廃マニュアル、産廃ガイドライン 2009年版のいずれに準拠していても、移行審査となります。

(5) 移行期間中の移行審査（移行措置）等について

産廃ガイドラインの適用を受ける事業者の移行期間以前、移行期間中及び移行期間後の審査については、次のように対応してください。

- ①平成 24 年 7 月 31 日までの審査申込は、産廃マニュアルを適用して審査を実施する。
(審査実施時期が 8 月 1 日以降であっても、申込が 7 月 31 日以前であれば産廃マニュアルによる審査を実施します。その場合、次回の審査において、移行審査を実施することが可能です。)
- ②移行期間中の審査申込は、事業者が産廃マニュアル又は産廃ガイドライン 2009 年版のいずれに準拠していても受け付けますが、**審査は産廃ガイドライン 2009 年版を適用して実施する。**
- ③移行期間中の移行審査においては、産廃ガイドライン 2009 年版で新たに追加された要求事項等について「C：要改善事項」又は「D：不適合」であっても、これを「B：指導事項」として取り扱う移行措置を取り、その改善状況については、次回の審査（更新又は中間）において確認する。
- ④審査人は、移行期間中の審査（更新及び中間）において、産廃マニュアルと産廃ガイドライン 2009 年版の相違点、特に新たに追加された要求事項等について、受審事業者に十分な説明を行うとともに、その改善のあり方等について適切に指導・助言を行う。
- ⑤移行審査の次の審査（更新又は中間）において、産廃ガイドライン 2009 年版に適合していない場合は、認証・登録は更新又は継続されませんので、そのようなことが無いよう、適切な指導・助言をお願い致します。

◆エコアクション 2.1 業種別ガイドライン（産業廃棄物処理業者向け・建設業者向け・食品関連事業者向け・大学等高等教育機関向け）は、以下の URL に掲載されています。

●環境省ウェブサイト

<http://www.env.go.jp/policy/j-hiroba/04-5.html>